

・公務員のハラスメント（パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等ハラスメント）相談窓口は民間の窓口とは異なります。

・「会計年度任用職員」（多くの非常勤職員及び臨時職員）は一般職の地方公務員となりますので以下の相談窓口をご利用ください

・国家公務員（行政執行法人職員を除く※）、地方公務員（地方公営企業職員、特定地方独立行政法人職員、技能労務職員を除く※）の方の相談については以下の相談窓口をご利用ください。

※行政執行法人職員、地方公営企業職員、特定地方独立行政法人職員、技能労務職員については、青森労働局（総合労働相談コーナー）では、勤務条件（職場のいじめ・嫌がらせ、給与、勤務時間、休暇、勤務環境等に関する相談）に関する相談を扱っております。任用、分限、懲戒、服務（守秘義務等）、賠償等に関する相談は扱っておりません。

一般職の国家公務員の場合

一般職の国家公務員の方の相談については、人事院の相談窓口又は所属府省の人事担当部局等にご相談ください。

地方公務員の場合

地方公務員の方の相談については、地方公共団体ごとに人事委員会（公平委員会）又は人事担当部局等に設置されている相談窓口で受け付けておりますので、県・市町村の人事担当課等に個別にお問い合わせください。

公立学校の教員の場合

ご自身の「服務監督権限」を有する県・市町村の教育委員会の相談窓口にご相談ください。